家庭福祉

第４　家　庭　福　祉

母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉対策事業の一環として、母子、寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため、県・市の事業として昭和56年度から母子家庭等医療費（現・ひとり親家庭等医療費）の給付制度を実施しています。

１．ひとり親家庭等医療費給付

母子・父子家庭等の健康保持と福祉増進を図るため、医療費を助成する制度で、所得制限があります。平成23年10月より、児童の診療分について、現物給付による助成も行っています。

給付対象者　○母子・父子家庭の児童及び両親のいない児童（18歳の年度末まで）
○母及び父（１月・１医療機関ごと月 1,000円の自己負担あり）

給付状況

年　度	対　象　者				給付件数	給　付　額
	児　童	母	父	計		
	人	人	人	人	件	円
21	5,103	3,228	200	8,531	53,696	133,283,577
22	5,244	3,261	313	8,818	52,645	131,726,325
23	5,220	3,260	365	8,845	66,459	164,160,535
24	5,302	3,288	348	8,938	74,561	181,988,353
25	5,113	3,234	323	8,670	73,684	173,834,742

※対象者数は年度末現在の値

２．児童扶養手当

この手当は、児童扶養手当法に基づくもので、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、心身に中度以上の障害がある場合20歳未満の者）について、児童の心身の健やかな成長と福祉の増進を図るため、監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は両親にかわってその児童を養育している人に支給しています。

ただし、国民年金、厚生年金などの公的年金（老齢福祉年金は除く）を受けている場合、又は受給者及び、同居の親族が前年において一定額以上の所得を有する場合には支給されません。

※法改正により、平成22年8月から父子家庭も対象となりました。

受給状況（26.3.31現在）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受給者数		3,092人	3,201人	3,238人	3,216人	3,141人
支給額		1,428,924千円	1,468,618千円	1,537,956千円	1,535,355千円	1,523,717千円
受給資格者数		3,336人	3,440人	3,480人	3,474人	3,411人
手当月額	改定月	25年10月				
	全額を受給できる場合					
	児童1人	41,140円				
	児童2人	46,140円				
	児童3人以上	1人につき3,000円				
	・一部を受給できる場合は、個人により手当額が違います。					

３．家庭及び児童相談

昭和40年7月に相談室を開設し、家庭相談員を配置し、相談の内容により学校・児童相談所・警察署等の関係機関と連絡をとりながら、適切な指導・助言を行います。

（1）相談処理件数

	知的障害者福祉司または社会福祉主事の指導	施設入所措置		児童福祉法第22条および第23条の措置権者に通告または通知	児童相談所への通知または送致	児童相談所の委嘱による調査	他の機関に紹介	その他の相談助言	計
		助産施設	母子生活支援施設						
23年度	0	11	9	0	0	16	0	85	121
24年度	0	4	7	0	1	1	0	82	95
25年度	0	8	3	0	3	7	0	101	122

（2）受付経路別処理件数

	発見	児童委員から通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所からの通知	警察関係から通告	その他都道府県関係通告	市町村から通告	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から相談	計
23年度	0	3	0	16	0	0	0	1	2	63	20	16	121
24年度	0	6	1	1	0	0	0	7	9	36	11	24	95
25年度	0	2	0	7	0	0	0	1	9	42	11	50	122

（3）相談・助言延べ件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行		育成相談				その他	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害等	知的障害	自閉症等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ		
23年度	30	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	6	5	6	4	83	136
24年度	38	7	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4	14	2	7	20	95
25年度	22	10	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	19	3	17	46	122

４．女性の保護

女性の社会的地位は、近年著しく向上しましたが、それにも増して社会構造の変化が大きく、社会生活・家庭生活に変ぼうをもたらしています。特に、夫等からの暴力やストーカーの被害等新たな問題が生じている中で、女性保護事業は、女性の権利擁護という大きな役割を担っています。女性自身の自覚と資質の向上を図るとともに、女性保護に対する社会の認識を高めることが今後もますます重要となってきます。

（1）女性相談員

昭和31年に「売春防止法」制定後、女性の抱える課題も多様化し、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布されました。保護を必要とされる女性に対し、転落の未然防止と保護更生、自立支援、その他の悩み等の相談に対応するため、女性相談員を配置しています。

（2）経路別受付状況

	本人自身	警察関係	法務関係	他の相談所	他の女性相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	知人縁故関係	その他	計
24年度	579	0	0	6	1	32	2	0	0	0	0	5	18	643
25年度	505	2	0	0	1	26	4	0	1	2	0	3	6	550

（3）相談処理状況

	女性保護施設に収容	就職・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	相談員へ移送 女性相談所・女性	相談員へ移送 他府県相談所・女性	・施設へ移送 その他の関係機関	助言指導のみ	その他	計
24年度	0	0	0	0	0	3	0	0	640	0	643
25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	550	0	550

（4）相談内容状況

	人間関係														経済関係				医療関係	計
	夫等			子ども			親族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	住居問題	その他	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他		
	夫等の暴力	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	親族の暴力	その他											
24年度	114	85	22	3	16	93	4	1	53	0	5	2	47	33	10	0	3	34	118	643
25年度	113	68	8	7	2	65	4	4	47	2	0	1	39	24	13	1	2	27	123	550

５．遺児援護対策

次代を担う児童が心身ともに健やかに育つことは、全ての人の願いであり、社会全体の責任です。特に遺児対策は、福祉対策としても重要であるため、次のようなことを実施し、その対策を図っています。

※遺児とは・・父母又は父若しくは母のいない義務教育終了前（中学校卒業）までの児童。
（離婚・未婚は除く）

施策内容

名　　称	支　給　条　件	支　給　額	支　給　方　法
遺児入学祝金	○遺児が小学校又は中学校に入学するとき	7,000円	4月申請、5月給付
遺児卒業祝金	○遺児が中学校を卒業するとき	10,000円	3月申請、4月給付
遺児弔慰金	○父若しくは母が死亡し遺児となったとき	10,000円	6ケ月以内に申請、翌月給付
	○父母が同時に死亡したとき	20,000円	

事業実績（25年度）

事　業　内　容		給　付　実　績		
		給　付　数	給　付　単　価	給　付　額
入学祝金	小　学　校	6 人	7,000円	42,000円
	中　学　校	38 人	7,000円	266,000円
卒　業　祝　金（中学校）		44 人	10,000円	440,000円
弔　慰　金		21 人	10,000円	210,000円
合　計				958,000円